

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 管理体制（第 3 条—第 5 条）
- 第 3 章 教育研修（第 6 条）
- 第 4 章 個人情報等の取扱い（第 7 条—第 25 条）
- 第 5 章 情報システムにおける安全の確保等（第 26 条—第 41 条）
- 第 6 章 情報システム室等の安全管理（第 42 条・第 43 条）
- 第 7 章 個人情報に係る業務の委託等（第 44 条）
- 第 8 章 個人データの第三者提供（第 45 条—第 49 条）
- 第 9 章 仮名加工情報（第 50 条）
- 第 10 章 安全確保上の問題への対応（第 51 条）
- 第 11 章 監査及び点検の実施（第 52 条—第 54 条）
- 第 12 章 個人情報ファイル簿（第 55 条）
- 第 13 章 雑則（第 56 条・第 57 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）における個人情報の適切な管理について、必要な事項を定めるものとする。

2 本学における個人情報の管理については、個人情報保護法及び番号法その他の法令等に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において用いる用語の定義は、この条に定めるもののほか、個人情報保護法第 2 条、第 16 条及び第 60 条並びに番号法第 2 条の定めるところによる。

（1） 部局等 事務局の各課、監査室、各領域、各学科、博士前期課程各専攻、博士後期課程専攻、国立大学法人室蘭工業大学組織規則（平成 16 年度室工大規則第 1 号。以下「組織規則」という。）第 19 条から第 22 条までに規定する組織

（2） 領域等 前号のうち、事務局の各課、監査室並びに組織規則第 19 条及び第 22 条に規定する組織を除いたもの

第 2 章 管理体制

（管理体制）

第 3 条 本学の個人情報、仮名加工情報及び個人関連情報（以下「個人情報等」という。）の管理体制は、

次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総括保護管理者
- (2) 保護管理者
- (3) 保護担当者
- (4) 監査責任者

- 2 総括保護管理者は、学長が指名する理事をもって充て、本学における個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。
- 3 保護管理者は、部局等の長をもって充て、個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。個人情報等を情報システムで取り扱う場合には、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。
- 4 保護担当者は、保護管理者が指名する者をもって充て、保護管理者を補佐するものとする。ただし、領域等にあつては、当該領域等の教員を保護担当者とする。
- 5 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。
- 6 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。
- 7 特定個人情報等を複数の部局等で取り扱う場合には、当該部局等の保護管理者は、任務分担及び責任の明確化を図る。
- 8 監査責任者は、監査室長をもって充て、個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

（個人情報等の適切な管理のための委員会）

第4条 総括保護管理者は、個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡及び調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期に又は随時に開催するものとする。

（監督）

第5条 総括保護管理者は、役員及び職員に個人情報等を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報等の安全管理が図られるよう、役員及び職員に対する必要かつ適切な監督を行なうものとする。

### 第3章 教育研修

（教育研修）

第6条 総括保護管理者は、役員及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報等の適切な管理に関する意識の啓発、情報セキュリティ対策等を図るための必要な教育研修を行う。

- 2 総括保護管理者は、前項の教育研修の実施に当たり、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の保護及び適切な管理に関する研修について、対象者が確実に受講することができるよう、必要な措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、当該部局等の職員に対し、個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

### 第4章 個人情報等の取扱い

（役員及び職員の責務）

第7条 役員及び職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並

びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報等を取り扱わなければならない。

2 役員及び職員は、その業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

3 役員及び職員は、個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（第31条及び第34条において「情報漏えい等」という。）の事案の発生若しくは職員がこの規程に違反している事実又はそれらの兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

（利用目的の特定）

第8条 役員及び職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 役員及び職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第9条 役員及び職員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 役員及び職員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（5）当該個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（6）学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第10条 役員及び職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報等を利用してはならない。

（適正な取得）

第11条 役員及び職員は、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得してはならない。

2 役員及び職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を

取得してはならない。

- (1) 第9条第3項第1号から第4号までに掲げる場合
- (2) 当該要配慮個人情報を取扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (3) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (4) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等又は次に掲げる者により公開されている場合
  - イ 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府、政府機関若しくは地方公共団体又は国際機関
  - ロ 外国において学術研究機関等に相当する者
  - ハ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）、著述を業として行う者、宗教団体若しくは政治団体又は外国においてこれらの者に相当するもの
- (5) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令第9条に定める場合  
（取得に際しての利用目的の通知等）

第12条 役員及び職員は、保護管理者の指示に従い、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 役員及び職員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 役員及び職員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合  
（役割等の明確化）

第13条 保護管理者は、個人データを取り扱う役員及び職員並びにそれらの役割及び取り扱う個人データの範囲を明確にしなければならない。

(外的環境の把握)

第14条 役員及び職員は、外国において個人データを取り扱う場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(アクセス制限)

第15条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データにアクセスする権限を有する役員及び職員とその権限の内容を、当該役員及び職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

2 アクセス権限を有しない役員及び職員は、個人データにアクセスしてはならない。

3 役員及び職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人データにアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第16条 役員及び職員が業務上の目的で個人データを取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、役員及び職員は、保護管理者の指示に従い行う。

(1) 個人データの複製

(2) 個人データの送信

(3) 個人データが記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他個人データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(データ内容の正確性の確保等)

第17条 役員及び職員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅延なく消去するよう努めなければならない。

(個人データの削除及び機器、媒体等の廃棄)

第18条 役員及び職員は、個人データが記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下同じ。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(取扱状況の記録)

第19条 保護管理者は、個人データの取扱状況を確認する手段を整備して、当該個人データの利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

(個人番号の利用の制限)

第20条 保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第21条 役員及び職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」とい

う。)を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第22条 役員及び職員は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集及び保管の制限)

第23条 役員及び職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(特定個人情報等の管理区域)

第24条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるとともに、入退室管理、管理区域へ持ち込む機器等の制限等の措置を講ずるものとする。

(特定個人情報等の取扱区域)

第25条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)について、特定個人情報等事務取扱担当者以外の者が特定個人情報を容易に閲覧等できないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

## 第5章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御及びアクセス者の識別と認証)

第26条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第27条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データへのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、アクセス記録を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。

3 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

第28条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該個人データへの不適切なアクセスの監視のため、個人データを含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第29条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とす

る等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第30条 保護管理者は、個人データを取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

(不正プログラムによる個人データの漏えい等の防止)

第31条 保護管理者は、不正プログラムによる個人データの情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずる。

(情報システムにおける個人データの処理)

第32条 役員及び職員は、個人データについて、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該個人データの秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第33条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。

役員及び職員は、これを踏まえ、その処理する個人データについて、当該個人データの秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(記録機能を有する機器及び媒体の接続制限)

第34条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データの情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器及び媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第35条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末及び媒体の盗難防止)

第36条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 役員及び職員は、保護管理者の指示に従い、個人データが記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

第37条 役員及び職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

2 役員及び職員は、個人データが記録されている媒体を持ち運ぶ場合には、紛失、盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。

(第三者の閲覧防止)

第38条 役員及び職員は、端末の使用に当たっては、個人データが第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(入力情報の照合等)

第39条 役員及び職員は、情報システムで取り扱う個人データの重要度に応じて、入力原票と入力内容

との照合、処理前後の個人データの内容の確認、既存の個人データとの照合等を行う。

(バックアップ)

第40条 保護管理者は、個人データの重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第41条 保護管理者は、個人データに係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

## 第6章 情報システム室等の安全管理

(個人データを取り扱う区域の管理)

第42条 保護管理者は、個人データを取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、個人データを記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

第43条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

## 第7章 個人情報に係る業務の委託等

(業務の委託等)

第44条 保護管理者は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先において、個人情報保護法及び番号法に基づき本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認した上で選定し、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。第4項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
  - (6) 個人情報を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督及び教育並びに契約内容の遵守状況に係る報告に関する事項
  - (7) 委託先に対する実地の監査、調査等に関する事項
  - (8) 契約内容に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 保護管理者は、個人情報が記録されている媒体又は情報システム等の廃棄を外部に委託する場合は、前項に定めるもののほか、当該記録媒体等に記録された情報が復元又は判読できない方法を用いることを定めて契約しなければならない。
- 3 保護管理者は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。
- 4 保護管理者は、委託先において、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第3項の措置を実施する。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 保護管理者は、個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

#### 第8章 個人データの第三者提供

##### (第三者提供の制限)

第45条 役員及び職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 第9条第3項第1号から第4号までに掲げる場合
  - (2) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
  - (3) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）  
（本学と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
  - (4) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- 2 総括保護管理者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第11条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- (1) 本学の名称、住所及び学長の氏名

- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得方法
- (5) 第三者への提供方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
- (9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

3 総括保護管理者は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、又は第7号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 保護管理者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 保護管理者は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

6 保護管理者は、第4項第3号に規定する共同して利用される個人データの提供先において、個人データの提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複写複製、改ざん、漏えい、盗用等がなされないように、個人データの安全管理のために講ずべき措置について、提供先と契約書を締結する等、適切な措置を講じなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第46条 保護管理者は、次のいずれかに該当する場合に限り、個人データを外国にある第三者へ提供することができる。

- (1) 個人データを外国にある第三者へ提供することについて、あらかじめ本人の同意を得ている場合。
- (2) 第三者のある国が、個人の権利利益を保護する上で日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有していると個人情報保護委員会で定めた国である場合。
- (3) 本学と第三者との間で当該第三者における個人データの取扱いについて適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置（第3項において「相当措置」という。）の実施が確保さ

れている場合。

- (4) 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合。
- (5) 第46条第1項各号に該当する場合。

2 役員及び職員は、前項第1号の同意を得ようとする場合には、次に掲げる事項を、あらかじめ、本人に通知しなければならない。

- (1) 当該外国の名称
- (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 役員及び職員は、個人データを外国にある第三者に提供した場合（第1項第3号又は第4号に規定する場合に限る。）には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するため、次に掲げる措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

- (1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
- (2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（第49条第2項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第47条 役員及び職員は、個人データを第三者（個人情報保護法第16条第2項第1号から第4号までに掲げる者を除く。以下この条及び次条（第49条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録（以下この項において単に「記録」という。）を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第45条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第45条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでなく、また、本学が本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面（以下この項及び第3項第1号において「契約書等」という。）に次に掲げる事項が記載されているときは、契約書等で記録に代えることができるものとし、次に掲げる事項のうち、契約書等に記録されている事項と内容が同一であるものについては、記録を省略することができる。

- (1) 本人の同意を得ている旨（第46条第2項の規定により個人データを提供した場合は当該個人データを提供した年月日）
- (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に提供したときは、その旨）
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目

2 役員及び職員は、前項本文の記録を、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（第45条第2項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は継続的に若しくは反復して提供する確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

3 役員及び職員は、第1項本文の記録を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 第1項ただし書きの規定により契約書等で記録に代えた場合 最後に当該契約書等に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間

(2) 前項ただし書きの規定により一括して記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間

(3) 前2号以外の場合 当該記録を作成した日から3年  
(第三者提供を受ける際の確認等)

第48条 役員及び職員は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項を確認し、その取得方法が適法なものであることを確認しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第45条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 役員及び職員は、前項の規定により個人データの提供を受けたときは、次に掲げる事項に関する記録(以下この項において単に「記録」という。)を作成しなければならない。ただし、本学が本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面(以下この項及び第4項第1号において「契約書等」という。)に次に掲げる事項が記載されているときは、契約書等で記録に代えることができるものとし、次に掲げる事項のうち、契約書等に記録されている事項と内容が同一であるものについては、記録を省略することができる。

(1) 本人の同意を得ている旨(第45条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は当該個人データの提供を受けた年月日)

(2) 前項各号に掲げる事項

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

(5) 個人情報保護法第27条第4項の規定による個人情報保護委員会による公表がされている旨(第45条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合に限る。)

3 役員及び職員は、前項本文の記録を、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供(第45条第2項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。)を受けたとき、又は継続的に若しくは反復して提供を受ける確実な見込があるときは、一括して作成することができる。

4 役員及び職員は、第1項本文の記録を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 第2項ただし書きの規定により契約書等で記録に代えた場合 最後に当該契約書等に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間

(2) 前項ただし書きの規定により一括して記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間

(3) 前2号以外の場合 当該記録を作成した日から3年間

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第 49 条 役員及び職員は、第三者が個人関連情報（個人情報保護法第 16 条第 7 項に規定する個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 45 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が本学から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第 46 条第 3 項の規定は、前項の規定により役員及び職員が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、第 1 項の規定により役員及び職員が確認する場合について準用する。この場合において、同条第 2 項から第 4 項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

## 第 9 章 仮名加工情報

(仮名加工情報の作成等)

第 50 条 役員及び職員は、仮名加工情報（個人情報保護法第 16 条第 5 項に規定する仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするため、次に掲げる基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

(1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(3) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

2 役員及び職員は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条において同じ。）を取得したときは、削除情報等に係る安全管理措置については、第 13 条から第 43 条までの規定を準用する。

3 役員及び職員は、第 9 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第 8 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以

下第6項を除き同じ。)を取り扱ってはならない。

- 4 仮名加工情報についての第12条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 役員及び職員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第17条の規定は、適用しない。
- 6 役員及び職員は、第45条第1項及び第2項並びに第46条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第45条第4項中「前3項」とあるのは、「第50条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第47条第1項ただし書中「第45条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第45条第1項各号のいずれか）」とあり、及び第47条第1項ただし書中「第45条第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第45条第4項各号のいずれか」とする。
- 7 役員及び職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 役員及び職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便等により送付し、電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人情報については、第8条第2項及び第52条第9項から第11項までの規定は、適用しない。

## 第10章 安全確保上の問題への対応

(漏えい等の報告等)

- 第51条 個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した役員及び職員は、直ちに当該個人データを管理する保護管理者に報告する。
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告する。
- 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省に

対し、速やかに情報提供を行う。

- 6 総括保護管理者は、特定個人情報等の漏えい等の事案、番号法違反の事案又は番号法違反のおそれがある事案を把握した場合は、文部科学省に報告後、事案の内容、経緯、被害状況及び再発防止策等について、個人情報保護委員会に対し、速やかに報告する。ただし、特定個人情報等に関する重大事案又はそのおそれがある事案を把握した場合は、文部科学省に報告後、個人情報保護委員会に対し、直ちに報告する。
- 7 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。
- 8 保護管理者は、総括保護管理者の指示に従い、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る個人データの本人への対応等の措置を講ずる。
- 9 総括保護管理者は、その取り扱う個人データの漏えいその他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい次に掲げるものが生じたときは、速やかに、当該事態に関する概要、個人データの項目、個人データに係る本人の数、原因、被害状況等（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）について、個人情報保護委員会（個人情報保護法第 127 条第 1 項に規定する個人情報保護委員会をいう。以下同じ。）へ報告しなければならない。
  - (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 10 前項の場合において、総括保護管理者は、前項の規定による報告に加え、当該事態を知った日から 30 日以内（当該事態が前項第 3 号に掲げる事態である場合にあっては、60 日以内）に、当該事態に関する個人データの項目、個人データに係る本人の数、原因、被害状況等について、個人情報保護委員会へ報告しなければならない。
- 11 第 9 項の場合において、総括保護管理者は、本人に対し、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、当該事態に関する概要、個人データの項目、原因、被害状況等を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

## 第 11 章 監査及び点検の実施

### (監査)

第 52 条 監査責任者は、個人情報等の適切な管理を検証するため、第 3 条から第 51 条までに規定する措置の状況を含む本学における個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

### (点検)

第 53 条 保護管理者は、部局等における個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告す

る。

(評価及び見直し)

第 54 条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

## 第 12 章 個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 55 条 保護管理者は、個人情報ファイル(個人情報保護法第 75 条第 2 項各号に掲げるもの及び同条第 3 項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。)を保有するに至ったときは、個人情報ファイル簿を作成し、総括保護管理者に提出しなければならない。

2 保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、当該個人情報ファイル簿を修正し、総括保護管理者に提出しなければならない。

3 保護管理者は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが個人情報保護法第 74 条第 2 項第 9 号に該当するに至ったときは、総括保護管理者に申し出なければならない。

4 個人情報ファイル簿は、本学のホームページにおいて公表するものとする。

## 第 13 章 雑則

(行政機関との連携)

第 56 条 本学は、関係する行政機関と緊密に連携して、個人情報等の適切な管理を行う。

(雑則)

第 57 条 この規程に定めるもののほか、個人情報、特定個人情報等及び行政機関等匿名加工情報の管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 27 年度室工大規程第 6 号)

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年度室工大規程第 1 号)

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年度室工大規程第 3 号)

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行し、平成 29 年 5 月 30 日から適用する。

附 則 (平成 30 年度室工大規程第 10 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年度室工大規程第 2 号)

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。